

ふれあい共生館 定期清掃業務委託仕様書

[対象施設]

名 称 ふれあい共生館（元楽只小学校複合施設）

所在地 京都市北区紫野西舟岡町2番地

（業務内容）

第1条 清掃会社（以下「乙」という。）は、契約の日から令和9年3月31日まで、京都市（以下「甲」という。）が管理する上記の施設を清潔に保ち、また、環境衛生に留意し、来館者及び職員が清潔かつ爽快な状態で過ごせる環境を維持するため、次のとおり清掃業務を行う。

- (1) 定期清掃業務（詳細は別紙のとおり）
- (2) その他甲乙協議決定した事項

（業務実施条件）

第2条 乙は、業務の実施にあたっては、この契約書及び仕様書のほか、関係諸法令を遵守し、誠実且つ善良なる管理者の注意義務を以てこれを履行しなければならない。

（不適合な作業のやり直し）

第3条 乙の作業がこの仕様書並びに別紙に定めた基準に沿わないため、甲の担当者から作業のやり直しを命ぜられた場合は、乙はただちに無償でこれに応じなければならない。

（労働法上の責任）

第4条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び職業安定法その他従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、契約義務の履行に従事する従業員に関し、甲の所有または占有に係る建物設備、機械、通路等について、安全又は衛生上の危険・有害の恐れが発見されたときは、その旨ただちに甲に申し出るとともに、甲はこれに応じ、すみやかに措置を取り又は乙が取ることを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約の履行を拒否することができるとし、この場合においても甲は委託料の支払義務を免れないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りではない。

（職場代理人）

第5条 乙は、契約業務につき、甲との連絡調整にあたり、乙を代表して細部注文事項を受任し、且つ契約業務に従事する乙の従業員を管理し、直接指揮監督する者を選任し、次の任にあたらせるものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督
- (2) 契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく注文事項の受任及び仕様書外の特別発注事項の承諾

（使用人の人事管理）

第6条 乙は、甲の現場において作業に従事する者（以下「乙の使用人」という）の身元及び風紀・衛生・規律の維持に関して一切の責任を負う。

（使用人の交替）

第7条 甲が、現場代理人その他乙の使用人を著しく不適切と認めるときは、甲乙協議のうえ、これを処理する。

（損害の賠償責任）

第8条 乙は作業の実施にあたって甲又は甲の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合、すみやかに甲にその旨を通知するとともに、乙の責任と費用においてその処理解決にあたらなければならない。

2 前項の場合、やむを得ず甲が出費したときは、乙はこれを補償しなければならない。

（通知義務）

第9条 委託業務中事故発生のおそれのあるとき又は事故が発生した場合は、乙は遅滞なく甲にその状況を通知し、すみやかに甲乙協議のうえその処理にあたるものとする。

（委託料の請求等）

第10条 乙は、各回の清掃業務の提供を完了したときは、すみやかに清掃実施報告書を添付し委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、清掃実施報告書に記載された事項を確認し、事実に相違ないと認めたときは、適法な請求のあった日から30日以内に、当該請求のあった委託料を乙に支払うものとする。

3 経済状況の変化、法令変更に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても、甲乙協議のうえ、契約金額を改定することができる。

4 本仕様書に掲げる業務以外の必要が生じた場合は別途契約する。

5 乙は甲の負担にかかる費用を立て替えることができる。この場合の清算についても本条第1項及び第2項に準じる。

（解約条項）

第11条 この契約の期間中に甲乙のいずれか一方が本契約を解約しようとする場合は、3箇月前までに相手方に通告することを要する。

（その他）

第12条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

(別 紙)

ふれあい共生館 定期清掃業務委託の内容

1 作業対象施設等

ふれあい共生館

詳細な清掃箇所は、別添「ふれあい共生館 定期清掃表」のとおり

2 作業日等

- ・ 実施回数は年間2回（上半期1回、下半期1回）とする。
- ・ 作業日については、別途甲乙で協議する。
- ・ 開館が午前10時のため、作業開始は午前10時からとする。

3 施設清掃業務の内容

下記及び別添「ふれあい共生館 定期清掃表」に定める業務を実施するものとし、特に必要があれば協議のうえ別に実施する。

(1) ガラス清掃

- ・ 本館、北館及び西館の外窓（内外）について、清掃を行うこと（対象面積 約 600 m²）。
- ・ 外側・廊下側とも、ガラス清掃に合わせてサッシ、木枠及び扉の埃取りを行うこと。

(2) 床面の洗浄・ワックスかけ

- ・ 本館、北館、西館及び講堂の廊下、トイレ等の共用部分について、清掃を行うこと（対象延床面積 約 1,200 m²）。
- ・ 床面の材質に応じて清掃を行うこと。

(3) ごみの収集運搬

- ・ それぞれの作業で生じたごみは、別途指示する場所（敷地内）に集める。

4 経費負担区分

(1) 甲が負担するもの

業務に必要な電気、ガス、水道

(2) 乙が負担するもの

業務に直接使用する資材、器材及び消耗品その他一式

(3) その他

負担区分が明確でないものは、甲乙協議のうえ定める。

ふれあい共生館 定期清掃表

1 ガラス清掃

別紙1 立面図のとおり（赤枠部分（すりガラス）は清掃対象外）

2 床面の洗浄・ワックスがけ

下記及び別紙2 配置図のとおり

図面 No.	施 設 名	床 面 積	床 材 質	清 掃 内 容
①	廊下・階段 （北館）	約 520 m ²	フローリング又は 石床	共通：床洗浄 フローリング：ワックスがけ
	トイレ （北館）	約 65 m ²	タイル	床洗浄
②	廊下・階段 （本館）	約 387 m ²	石床	床洗浄
	トイレ （本館）	約 65 m ²	塩ビシート又は タイル	共通：床洗浄 塩ビシート：ワックスがけ
③	廊下・階段 （西館）	約 136 m ²	フローリング又は 石床	共通：床洗浄 フローリング：ワックスがけ
	トイレ （講堂）	約 25 m ²	タイル	床洗浄